

中京区防犯機能付き電話機支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、固定電話による中京区内の高齢者を狙った特殊詐欺等の被害防止及び以後の防犯施策を検討する事を目的として、警告メッセージ機能等の防犯機能を有する固定電話機（製品に付属する親機以外の子機，ケーブル等を含む。以下「防犯機能付き電話機」という。）の支給事業を実施するに当たり，必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支給対象者は，次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中京区内に住所を有し，現に居住していること。
- (2) 申請時において75歳以上の者であること。
- (3) 現在使用している電話機の電話線コードがモジュラージャックに対応していること。
- (4) 自らの責で防犯機能付き電話機の設定作業，修理対応ができること。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではない者であること。

(支給台数及び仕様)

第3条 防犯機能付き電話機の支給台数は年度の予算の範囲内までとする。

- 2 対象者の属する世帯につき1台を上限とする。
- 3 防犯機能付き電話機の仕様は別表に掲げる機能を備えたものとする。

(申請)

第4条 防犯機能付き電話機の支給を受けようとする者は，中京区防犯機能付き電話機支給申請書（第1号様式）によって，本人及び防犯機能付き電話機を設置する所在地が確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）の写しを添えて申請しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 中京区長（以下「区長」という。）は，前条の申請があったときは，その内容を審査の上，支給の可否を決定し，中京区防犯機能付き電話機支給承認（不承認）通知書（第2号様式）によって，当該申請をした者に通知するものとする。

(支給)

第6条 防犯機能付き電話機の支給を受けた者（以下「使用者」という。）は，防犯機能付き電話機受領書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(使用)

第7条 使用者は、当該支給を受けた防犯機能付き電話機を、次の各号を遵守して使用しなければならない。

- (1) 第1条の目的を踏まえて使用しなくてはならない。
- (2) 使用者の所在地以外の場所で使用してはならない。
- (3) 譲渡、貸与又は、担保に供してはならない。

(経費負担)

第8条 防犯機能付き電話機の支給は無償とする。ただし、次の各号に掲げる費用については、使用者の負担とする。

- (1) 使用に係る電気料、通話料及び電話番号表示サービス利用料
- (2) 破損、故障、不具合等に係る修理等に要する費用
- (3) 前各号に掲げるもののほか、維持管理等に要する費用

(録音データの取扱い)

第9条 防犯機能付き電話機に保存された録音データに係る権利は、使用者に帰属する。ただし、使用者は区長や警察機関が必要と認める場合に、無償で録音データの提供に協力しなければならない。

(支給の取消)

第10条 区長は、支給決定の通知をした後、次の各号のいずれかに該当する場合、防犯機能付き電話機の支給の決定を取り消し、物品の返還を命ずることができる。

- (1) 使用者が第7条の規定に違反していると認められるとき
- (2) 使用者が虚偽の申請その他不正の手段により支給の決定を受けたとき
- (3) 使用者が防犯機能付き電話機を使用していないとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき

(返還)

第11条 使用者は、前条の規定により、防犯機能付き電話機の支給の決定が取り消されたときは、速やかに防犯機能付き電話機を返還するものとする。

2 使用者は、前項の規定により防犯機能付き電話機を返還するときは、当該防犯機能付き電話機に保存されている録音データを消去しなければならない。ただし、返還された防犯機能付き電話機に録音されたデータが残っていたときは、区長はこれを消去することができる。

(損害賠償責任)

第12条 区長は、使用者が防犯機能付き電話機を使用したことにより生じた事件・事故等に対して、一切の責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第13条 区長は、使用者から届出のあった書類等に記載の個人情報（氏名、住所、電話番号等）について、本事業の目的以外に使用してはならない。ただし、他行政機関から依頼があり、区長が必要と認める場合には、使用者の同意のうえ、個人情報を提供することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

①	通話を録音する旨を伝える警告メッセージが着信時に再生されること
②	通話中の録音を自動で行うこと
③	ナンバーディスプレイ機能を備えていること

第1号様式（第4条関係）

中京区防犯機能付き電話機支給申請書

年 月 日

（宛先）中京区長

中京区防犯機能付き電話機支給事業実施要綱第4条に基づき、防犯機能付き電話機の支給を申請します。

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日生（満 歳）
住所	〒 ー 京都市中京区 ※アパート・マンション名，部屋番号を漏れなく御記入ください。
世帯主の氏名	
電話番号	固定電話： ー ー 携帯電話： ー ー ※固定電話は防犯機能付き電話機を設置する電話番号を御記入ください。
緊急連絡先	氏名： (続柄：) 電話番号： ー ー ※使用者と連絡が取れない場合に備え，可能な限り御記入をお願いします。
世帯構成	<input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 75歳以上の者のみで構成される世帯 <input type="checkbox"/> 75歳未満の者も含めて構成される世帯
添付書類 確認事項	<input type="checkbox"/> 本人及び防犯機能付き電話機を設置する所在地等が確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）の写し <input type="checkbox"/> 同要綱の各条項を全て承諾し，申請します。

※申請内容に虚偽があることが判明した場合，支給の決定を取り消す場合があります。

第2号様式（第5条関係）

京都市指令中地第 号
年 月 日

様

中 京 区 長
(担当：地域力推進室まちづくり推進担当)

中京区防犯機能付き電話機支給承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった中京区防犯機能付き電話機支給事業について、下記のとおり支給について承認（不承認と）することを決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名 中京区防犯機能付き電話機支給事業
- 2 使用者氏名
- 3 使用者住所 京都市中京区
- 4 設置対象となる
固定電話番号 — —

今後、防犯機能付き電話機の使用に際しアンケート調査をお願いする場合がございますので、御協力をお願いします。

（不承認の場合）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、中京区長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

第3号様式（第6条関係）

中京区防犯機能付き電話機受領書

年 月 日

（宛先）中京区長

住所：京都市中京区

氏名：

中京区防犯機能付き電話機支給事業実施要綱第6条に基づき、以下のとおり支給を受けた防犯機能付き電話機について、受領しましたことを報告します。

支給決定番号	京都市指令中地第 号
支給決定日	年 月 日
受領日	年 月 日